

神教組速報

2016年 1月18日
神奈川県教職員組合
〒220-0053
横浜市西区藤棚町2-197
発行者 芹沢 秀行

地域手当 **11.5%へ!**
2016年度は

県労連賃金確定交渉妥結
～人事委員会勧告の完全実施を確認

神教組は県労連に結集し、賃金・休暇制度をはじめとした労働条件の改善にとりこんでいます。

1月18日、県労連は、12月の賃金確定交渉において、県当局が後日提案するとして2016年度の地域手当について、交渉を行いました。

芹沢県労連議長は、「異例の越年交渉となり、県予算の策定も大詰めの時期となった。県財政の厳しさは認識するが、職員の期待に応える回答を要請する」と述べました。

県当局の交渉責任者である河原労務担当局長から、「来年度予算の財源のめどはまだ立っていないが、人事委員会勧告の重み、職員への影響を考え、H. 28年度の地域手当は勧告どおり11.5%とする」との回答がありました。県労連幹事団は、勧告の完全実施となる回答を受け、妥結することとしました。

最後に、河原局長から、「条例案の議会への提出にあたっては、諸制度の見直しに一定の成果があったことを説明する。今後も自主交渉・自主決着の労使関係を堅持していく」との発言がありました。



今期確定闘争は、人事委員会より、2年連続となる基本給・一時金の引上げ勧告がされた一方、来年度の予算編成にむけて650億円の財源不足が見込まれるという状況下での交渉となりました。

県当局は、引上げ勧告については県の財政状況を理由にぎりぎりまで実施を明言しない一方、忌引休暇の見直し、退職手当計算の端数月切り捨て、通勤手当の一部引下げなどのマイナス提案に終始し、議論は平行線をたどりました。しかし、粘り強い話し合いにより当局の譲歩を引き出し、自主交渉・自主決着の労使慣行をふまえて最終的に妥結することができました。これは、幹事団交渉に加えて、職場からの署名や寄せ書き、批准投票、地区代表からの発言・決意表明、集会での決議などで示してきた思いが生み出した結果と言えます。

神教組は、引き続き県労連に結集し、残された課題の解決にむけてとりこんでいきます。



★ 差額の支給について

4月に遡っての給与の引上げ改定となるため、県議会で給与条例が改正されしだい、引上げ後の額と支給済み額との差額が支給されることとなります。

県議会の日程は、2月15日～3月24日となっていますが、条例の採決は3月22日と24日に予定されています。この日程の場合、差額の支給は年度末ぎりぎりになることが考えられます。また、4月～12月分の差額が2015年の所得とされると所得税の再計算が必要となります。神教組は、県教委に対しこれらの課題についての対応を求めています。詳細がわかりしだいお知らせします。

項目	おもな要結内容
基本賃金	・給料表は人事委員会勧告どおり引上げ改定し、2015年4月1日に遡って適用する。
地域手当	・2015年度は0.6%引き上げ10.6%とし、4月1日に遡って適用する。 ・2016年度は、0.9%引き上げ、11.5%とする。
住居手当	・手当の支給額上限を500円引き上げ28,500円とし、4月1日に遡って適用する。
通勤手当	・交通用具使用者の手当を10km未満は引下げ、10km以上は引上げ改定し、2016年4月1日から適用する。(下表参照)
期末勤勉手当	・勤勉手当を0.1月分引き上げ、成績率は次のとおりとする。()は再任用職員 2015年12月 良好:83.5 優秀:90.5 特に優秀:97.5 (40.0) 2016年度以降 良好:78.5 優秀:85.5 特に優秀:92.5 (37.5) (当初提案 = 良好:78.0 優秀:85.5 特に優秀:93.0 より差を圧縮)
退職手当	・在職期間の算出にあたっての1年未満の端数は、切り捨てとする。(2016年度から)
単身赴任手当	・国に準じて改正し、2016年4月1日から適用する。
時間外勤務手当	・基礎額(時間単価)の算定における休日の取り扱いについて、毎年度の休日実績に合わせて変更するものとし、2016年4月1日から適用する。
希望降任の号給	・降格する者の号給については、降格時号給対応表により決定することとし、降格時号給対応表については、引き続き話し合っていく。
再任用職員の人事評価、処遇への反映	・人事評価については2016年度中に実施し(教職員は実施済み)、勤勉手当への反映は2017年度中の実施についてしかるべき場で話し合う。
旅費制度	・旅行雑費について見直すこととし、引き続き話し合っていくものとする。
休暇・休業制度	・忌引休暇の取扱いについては、引き続き話し合っていく。(今回は切り下げ見送り) ・子の看護休暇について、対象となる子の年齢を義務教育終了前までとし、2016年4月1日から適用する。(従来は中学校就学前まで) ・介護短時間勤務制度については、研究していく。
臨任・非常勤職員等の勤務条件	・臨任の療養休暇については、3日を有給休暇とし、2016年4月1日から適用する。 ・非常勤職員の交通用具利用の通勤手当の算定方法について、1日あたりの額を常勤職員の21分の1とし、2016年4月1日から適用する。(従来は25分の1) ・短時間勤務職員等の通勤手当については、紙回数券による算出を行わないこととし、2016年4月1日から適用する。(従来は定期券・回数券・通常運賃のうち廉価な額) ・非常勤職員の時間外勤務手当について、1日7時間45分までは100分の100の加算額とし、2016年4月1日から適用する。 ・非常勤職員の報酬単価は、正規職員の改定に準じて改定する。(2016年4月予定)
その他	・定年前早期退職募集制度については、導入しない。(勧奨退職制度の継続) ・高齢期の雇用問題については、国の動向をふまえ、引き続き話し合っていくものとする。

交通用具使用者の通勤手当

使用距離(片道)	現行	改定	改定額	25km以上30km未満	13,700	15,800	+2,100
2km以上~3km未満 (自家用車)	3,500	2,500	-1,000	30km以上35km未満	16,100	18,700	+2,600
3km以上~5km未満 (自家用車)	4,400	2,800	-1,600	35km以上40km未満	18,500	21,600	+3,100
2km以上~5km未満 (自転車等)	2,000	2,000	0	40km以上45km未満	20,900	24,400	+3,500
5km以上~10km未満	4,400	4,200	-200	45km以上50km未満	23,300	26,200	+2,900
10km以上15km未満	6,500	7,100	+600	50km以上55km未満	25,700	28,000	+2,300
15km以上20km未満	8,900	10,000	+1,100	55km以上60km未満	28,100	29,800	+1,700
20km以上25km未満	11,300	12,900	+1,600	55km以上60km未満	30,500	31,600	+1,100

